

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和2年3月26日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、管理者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 管理者は、前項に規定する週休日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

3 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日以上を設けなければならない。た

だし、職務の特殊性又は当該勤務箇所の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日以上のお休日を設けることが困難である職員については、管理者と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上のお割合で休日を設ける場合には、この限りでない。

- 3 前項の規定により休日及び勤務時間の割振りを定める場合の基準については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（休日の振替等）

第5条 管理者は、職員に第3条第1項及び第2項又は前条の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第6条 職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 管理者は、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務をすることを命ずることができる。

- 2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（条例第9条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日の勤務）

第8条 管理者は、条例第9条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）、組合の行事の行われる日等で管理者が指定する日の正規の勤務時間において職員に勤務を命ずることができる。

- 3 管理者は、職員に前項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度

にならないように留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 管理者は、第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、当該職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。

2 管理者は、第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、当該職員の正規の勤務時間が常勤職員より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

(休日)

第11条 職員の休日については、常勤職員の例による。

(休日の代休日)

第12条 管理者は、職員に休日である第3条第3項、第4条第1項又は第5条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項及び第3項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手續等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 1週間の勤務日の日数の区分（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数の区分）に応じ、それぞれ別表第1の継続して任用された期間の区分ごとに定める日数
 - (2) 任期が満了した日の翌日から引き続き任用された職員 当該満了した任期の初日から引き続き任用された任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号の規定を適用して得られる日数（当該年度において取得した年次有給休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）
 - (3) 任期が更新（法第22条の2第4項の規定による更新をいう。以下同じ。）された職員 任期の初日から更新後の任期の末日までをその者の任期とした場合に、第1号の規定を適用して得られる日数（当該年度において取得した年次有給休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（当該年度中に年次有給休暇が付与された職員にあっては、当該付与された日から起算して2年を経過する日の属する年度）に繰り越すことができる。
 - 3 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
 - 4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。別表第3において同じ。）をもって1日とする。

(特別休暇)

第15条 管理者は、職員に別表第2の特別休暇の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 管理者は、職員に別表第3の特別休暇の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第3の5の項及び6の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第16条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上）である者であって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出の時点において、道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成26年道央廃棄物処理組合規則第10号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年千歳市規則第61号）第21条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第17条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、職員（同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上）であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者であって、引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第18条 年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに請求等の手続については、常勤職員の例による。

（管理者が特に必要と認める職員の休暇等）

第19条 第13条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定めるものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において職員として任用された者で、施行日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改

正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員として当該職員の職務と同様の職務を行っていた者については、施行日の前日までに在職した間は、職員であったものとみなして、この規則の規定を適用する。

別表第1（第14条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日以上 217日未満	121日以上 169日未満	73日以上 121日未満	48日以上 73日未満
継続して任用された期間	1月以上2月未満	1日	1日	0日	0日	0日
	2月以上3月未満	3日	2日	1日	1日	0日
	3月以上4月未満	5日	3日	2日	1日	0日
	4月以上5月未満	6日	4日	3日	2日	0日
	5月以上6月未満	8日	5日	4日	2日	0日
	6月以上1年6月未満	10日	7日	5日	3日	1日
	1年6月以上2年6月未満	11日	8日	6日	4日	2日
	2年6月以上3年6月未満	12日	9日	6日	4日	2日
	3年6月以上4年6月未満	14日	10日	8日	5日	2日
	4年6月以上5年6月未満	16日	12日	9日	6日	3日
	5年6月以上6年6月未満	18日	13日	10日	6日	3日
6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日	

別表第2（第15条関係）

特別休暇の事由		期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他国又は地方公共団体の機関へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間 (注) 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの期間内における連続する暦日とする。

4	<p>職員の親族（別表第2の付表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、当該職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 （注）期間計算にあっては、死亡の事実の発生した日又はその事実を了知した日に関係なく、特別休暇が承認された最初の日から暦日によって計算する。</p>
5	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	7日の範囲内の期間
6	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
7	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
8	職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
9	職員（継続して6月以上の任期が定められている者であって、1週間の勤務日の日数が1日以上（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が48日以上）であるものに限る。）が公務外の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	<p>次の各号に掲げる会計年度任用職員の1週間の勤務日の日数に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数</p> <p>(1) 5日以上（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が217日以上） 10日以内</p> <p>(2) 4日（1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年</p>

	間の勤務日の日数が169日以上216日以下) 7日以内 (3) 3日(1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上168日以下) 5日以内 (4) 2日(1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が73日以上121日以下) 3日以内 (5) 1日(1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が48日以上73日未満) 1日
--	---

別表第2の付表

親族	日数
配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第3（第15条関係）

特別休暇の事由		期間
1	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	女性の職員が生理日における勤務が著しく困難であり勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
4	女性の職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した日の翌日以降において、女性の職員が勤務を申し出た場合であって、医師が支障がないと認めたときは、当該勤務を開始する日までの期間）
5	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項において「養子縁組里親」という。）

		として委託することができない者に限る。)若しくは養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
6	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員(1週間の勤務日の日数が3日以上(1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上)であって、引き続き在職した期間が6月以上であるものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が認めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間をもって1日とする。)
7	第10条においてその例によることとされた条例第8条の2第4項又は条例第16条第1項に規定する要介護者の介護その他の管理者が認める世話をを行う職員(1週間の勤務日の日数が3日以上(1週間の勤務日の日数が定められていない職員にあっては、1年間の勤務日の日数が121日以上)であって、引き続き継続して6月以上継続して勤務しているものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間をもって1日とする。)
8	女性の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間